

# 〈毒物劇物販売業登録申請について〉

## 【販売業の登録の種類】

種別	取扱品目
一般毒物劇物販売業	毒物又は劇物の全品目を取り扱う。
農薬用品目毒物劇物販売業	農業上必要な毒物又は劇物であつて、毒物及び劇物取締法施行規則第4条の2に規定される別表第一に掲げるものを取り扱う。
特定品目毒物劇物販売業	限定された毒物又は劇物であつて、毒物及び劇物取締法施行規則第4条の3に規定される別表第二に掲げるものを取り扱う。

- 毒物劇物を販売するためには、販売開始前に店舗ごとに毒物劇物販売業の登録が必要となります。
- 伝票上の取引のみの場合(以下「伝票販売」とする)や金銭の授受がない場合でも登録が必要です。販売、授与を目的に貯蔵、運搬、陳列(サンプルも含む)する場合も同様です。
- 毒物劇物製造業、輸入業の登録を持っていても、毒物劇物営業者以外に販売する場合には、別途販売業の登録が必要となります。

## 【登録の要件】

- 詳細については青森市毒物劇物販売業登録の基準を参照してください。

### 登録できない場合(法第5条)

登録を受けようとする者の設備が省令で定める基準に適合しないと認められるとき、また毒物劇物販売業の登録を取り消され、取消の日から起算して2年を経過していないときは、登録することができません。

### (1) 構造設備の要件(法第5条)

#### 毒物劇物専用の貯蔵設備の設置

- その他のものと明確に区分された、毒物劇物専用の設備であること。(施行規則第4条の4)
  - 施錠できる堅固な設備であること。(施行規則第4条の4)
  - 「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を表示すること。(法第12条第3項)
  - 盗難・紛失の対策を講じること。(法第11条)
- ※伝票販売の場合は、貯蔵設備を設置しなくても構いません。

### (2) 人の要件(法第7条第1項)

毒物又は劇物を直接取り扱う店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければなりません。

#### 毒物劇物取扱責任者の要件

##### ○資格(法第8条第1項)

(第1号) 薬剤師

(第2号) 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者

ア 高等学校において、化学に関する科目を30単位以上修得した者

イ 高等専門学校において、工業化学の課程を修了した者

ウ 大学の、薬学部、理学部又は教育学部の化学科・理学科・生物化学科等、農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科・農芸化学科・農産化学科・園芸化学科・水産化学科・生物化学工学科・畜産化学科・食品化学科等、工学部の応用化学科・工業化学科・化学工学科・合成化学科・合成化学工業科・応用電気化学科・化学有機工学科・燃料化学科・高分子化学科、染色化学工学科等の課程を修了した者

エ ウ以外で化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科

(第3号) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

○欠格事項(法第8条第2項、施行規則第6条の2)

- ① 18才未満の者
- ② 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者
- ③ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ④ 毒物劇物または薬事に関して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

※伝票販売の場合は、毒物劇物取扱責任者を設置しなくても構いません。

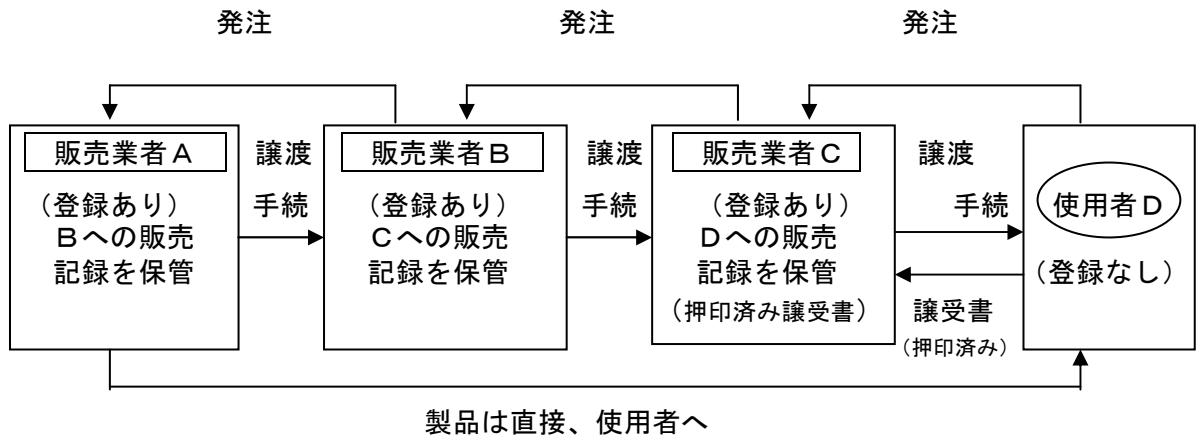
## 伝票販売について

1. 伝票販売では、一時的であっても営業所などに毒物・劇物(サンプルを含む)を貯蔵・陳列すること、運搬すること、運送の手配をすることはできません。

	現物扱い	伝票販売
販売・授与	可	不可
貯蔵・陳列(サンプルを含む)	可	不可
運送(運搬の手配)	可	不可
毒物劇物取扱責任者	要	不要
保管庫	要	不要

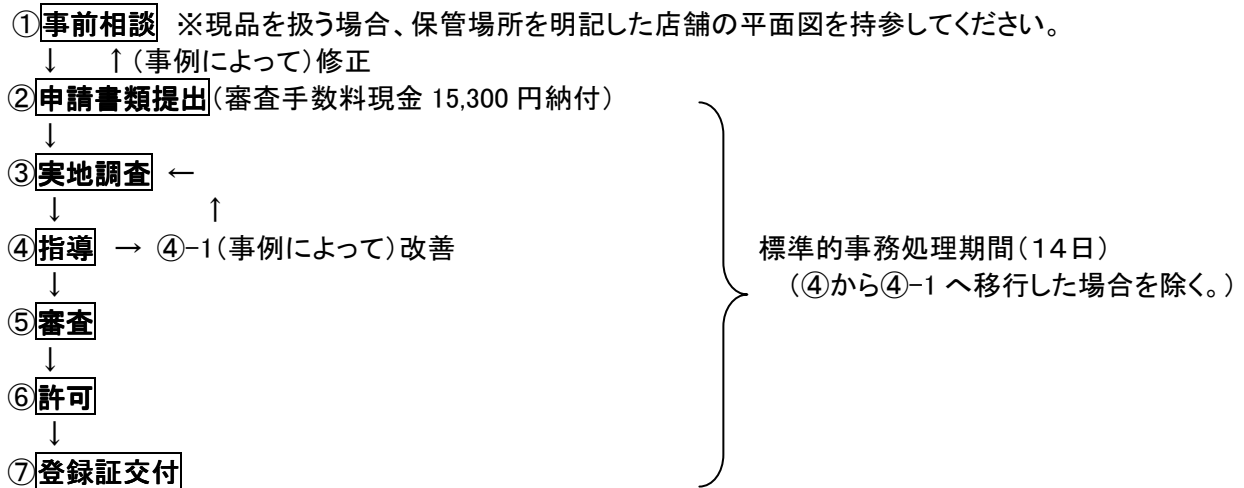
2. 伝票販売であっても毒物劇物取締法第14条の規定を順守し適正な譲渡手続を行ってください。

《譲渡手続の流れ》



3. 伝票販売では毒物劇物が保管されることがなく、流通の実態が把握できないので、取扱品目毎の流通経路図を申請書に添付してください。(5頁の記載例を参考にしてください)

## 【申請から登録までの流れ】



## 【毒物劇物販売業登録申請提出書類等】

○：原則必須 △：場合によっては必要（事前に相談してください） ×：不要

申請書類	現品を取扱う場合	伝票販売	店舗を移転する場合	
			現品を取扱う場合	伝票販売
1 申請書	○	○	○	○
2 店舗付近の見取図	○	○	○	○
3 店舗の平面図	○	×	○	×
4 毒物劇物貯蔵陳列設備の概要図	○	×	○	×
5 履歴事項全部証明書(登記事項証明書)	○	○	△ ※2	△ ※2
6 申請者の誓約書	○	○	○	○
7 流通経路図	×	○	×	○
8 毒物劇物取扱責任者設置届	○	×	○	×
9 雇用(勤務)証明書	○	×	△ ※3	×
10 毒物劇物取扱責任者の診断書	○	×	△ ※3	×
11 毒物劇物取扱責任者の誓約書	○	×	△ ※3	×
12 資格を証する書類 ※1	○	×	△ ※3	×
13 手数料(現金 15,300 円)	○	○	○	○

### ※1 資格を証する書類

法第8条第1項第1号(薬剤師)、第3号(試験合格)の場合、**写しと原本**をお持ちください。(原本は照合の上、返却します)

法第8条第1項第2号の場合、応用化学に関する学課を修了したことを証する卒業証明書または卒業証書の写しと本証をお持ちください。(原本は照合の上、返却します) 指定された学科以外の場合は、履修単位証明書が必要です。

### ※2 移転の場合の履歴事項全部証明書

今回の申請の前に、当保健所に提出しており、内容に変更がない場合には提出不要です。

### ※3 移転の場合の毒物劇物取扱責任者設置届関連書類

今回の申請の前に当保健所に届出をしており、同一人物が毒物劇物取扱責任者になる場合には提出不要です。

## 【記載上の注意】

### 1. 毒物劇物販売業登録申請書（様式第2号）

申請書の裏面に記載されている注意書のほか、以下の点にご注意ください。

- ・一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれか該当するものを○で囲んでください。
- ・店舗の所在地は住居表示のとおり記載し、ビル等に入居している場合は、「○○ビル△階」等詳しく記載してください。
- ・医薬品販売業等の許可を取得している場合は、備考欄に許可番号及び許可年月日（許可証の有効期間の始期年月日）を記載してください。
- ・伝票販売の場合には「現物は取り扱わない」または「伝票のみの取扱」と記載してください。
- ・申請年月日の欄は、記載せずに持参してください。
- ・申請者の住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載してください。
- ・申請者の氏名は、個人の場合は個人名を記載し個人印を押してください。法人の場合は登記された商号及び代表者役職名、氏名を記載し、登記された代表者印を押印してください。可能であれば、捨印として、空欄（右上など）に申請書の印と同じものを押してください。

### 2～4. 図面類（付近の見取り図、店舗の平面図、貯蔵陳列場所の概要図）

- ・いずれも、A4またはA3サイズ用の用紙で作成してください。（7、8頁の用紙利用可）
- ・付近の見取り図は、主要道路を記載の上、目標となるような建物、公共施設等との位置関係が把握できるように記載してください。（住宅地図のコピー等も可）
- ・ビル等にテナント形式で入居している場合には、フロアーのどの位置に入居しているのかがわかるよう、フロアーの図面も提出してください。
- ・店舗の平面図は定規等を用いて正確に記載してください。（建築図面のコピー等も可）
- ・店舗の平面図には毒物劇物保管場所、出入り口、通路を明確に記載してください。
- ・貯蔵陳列設備の概要図は、施錠設備及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示が確認できるように記載してください。（9頁の記載例参照。店舗の平面図内に記載も可）

### 7. 流通経路図

- ・伝票販売の場合は、5頁の記載例を参考に、伝票（注文）の流れ及び毒劇物の品目並びに流れを明記した経路図を提出してください。
- ・流通経路が同一の商品がある場合は、流通経路図に製品名を並記してください。
- ・ユーザーが未定の場合は、「未定」と記載してください。

### 8. 毒物劇物取扱責任者設置届（様式第8号）

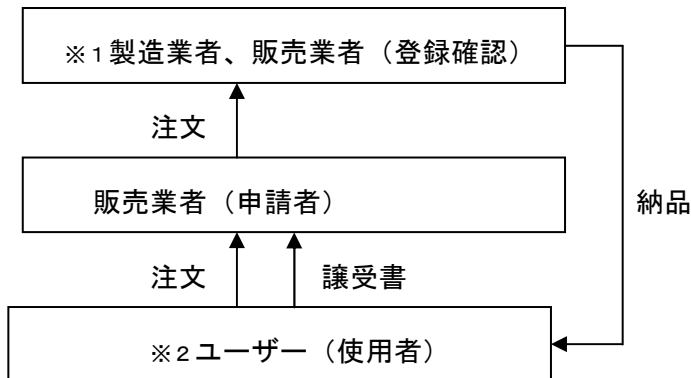
設置届の裏面に記載されている注意書のほか、以下の点にご注意ください。

- ・業務の種別には登録申請書で選択した業態を記載してください。
- ・新規申請に伴う毒物劇物取扱責任者設置の場合、登録番号及び登録年月日は空欄にしてください。
- ・店舗の所在地及び名称欄は、登録申請書と同様に記載してください。
- ・毒物劇物取扱責任者の資格について、該当するものを囲んでください。第2号に該当する方については、応用化学に関する学課を修めた学校及び学科等を（ ）に記載してください。また、第3号に該当する方については、都道府県知事の行う試験の種類（一般、農業用品目、特定品目等）について（ ）に記載してください。
- ・届出者の住所、氏名は登録申請書の申請者の住所、氏名と同様に記載し、押印してください。

## 【流通経路図の記載例】

取扱品目

製品名：〇〇〇（毒劇成分〇〇〇）、〇〇〇（毒劇成分〇〇〇）



### ※1 製造業者名、販売業者名

名称	所在地	電話番号

### ※2 ユーザー（使用者）

名称	所在地	電話番号

## 【営業開始後の管理について】

### I. 譲渡・交付について

- ◎ 販売・授与できない相手（交付の制限：法第15条第1項、施行規則第12条の2の5）
    - 18才未満の者
    - 精神の機能の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
    - 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
    - 職業、言動、購入量などにより、使用目的が不審、安全な取り扱いに不安のある者
  - ◎ 譲渡手続
    1. 毒物劇物営業者同士で販売・譲渡する場合（法第14条第1項及び第4項）

毒物劇物販売業者は、毒物又は劇物を他の毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者、販売業者）に販売し、又は授与したときは、その都度、下記①～③の事項を書面（譲渡書）に記して、5年間保存しなければなりません。

      - ①毒物又は劇物の名称及び数量
      - ②販売又は授与の年月日
      - ③譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- ※注 相手方の登録票記載内容を確認する等、必ず登録の有無を確認しましょう。

## 2. 毒物劇物営業者以外へ譲渡する場合

(法第14条第2項及び第4項、施行規則第12条の2)

(農家の方や学校など最終消費者に販売する場合)

毒物劇物販売業者は、譲受人から上記①～③の事項を記載して、押印した書面（譲受書）の提供を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはいけません。また、当該書面（譲受書）は5年間保存しなければなりません。

なお、販売・授与にあたっては、身分証明書等による譲受人の身元の確認及び毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについても十分確認を行ってください。

《例示》

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与の年月日		
譲受人（法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地）	氏名	
	職業	
	住所	
備考（使用目的）		

### ◎ 情報提供（MSDS：化学物質安全性データシート）について

毒物劇物を販売・授与する時には、譲受人に対して該当する毒物劇物の性状及び取扱に関する情報を提供しなければなりません。（施行令第40条の9）

## II. 保管管理について

- ◎ 盗難防止のため、施錠を忘れず、鍵の管理を徹底してください。
- ◎ 紛失防止のため、管理簿を作成し、在庫管理を徹底してください。

## III. 廃棄について

- ◎ 施行令第40条に定められた基準に従って廃棄してください。
- ◎ 自ら廃棄することが困難な場合は、廃棄物処理業者に委託してください。

## IV. 事故時の措置について

- ◎ 「危険防止規定」を作成し、それに基づく適切な措置を講じてください。
- ◎ 毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合、不特定又は多数の人に保健衛生上の危害が生じる恐れのある時は、直ちにその旨を保健所、警察署、消防機関に連絡をとるとともに、危害防止のため必要な応急措置を講じてください。  
(法第16条の2)
- ◎ 毒物又は劇物が盗難又は紛失した時は、直ちにその旨を警察署に届け出てください。  
(法第16条の2)

※「危険防止規定」に関しては厚生労働省ホームページ「毒物劇物の安全対策」

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html> を参照してください。

## 見取図 及び 店舗平面図

店舗付近の見取図

店舗の平面図

## 毒物劇物貯蔵陳列設備の概要図

### 貯蔵陳列設備の概要図



# 毒物劇物貯蔵陳列設備の概要図

(記載例)

## 貯蔵陳列設備の概要図

(陳列貯蔵設備の場合)

